

霧島市建設工事の入札に関する最低制限価格算定要領

(目的)

第1条 この要領は、霧島市が発注する建設工事の入札に関し、霧島市契約規則（平成17年霧島市規則第63号）第16条に規定する最低制限価格を設けるときに必要な算定方法を定め、建設工事の品質確保と建設業の健全な運営を図ることを目的とする。

(算定方法)

第2条 最低制限価格は、予定価格の基礎となった次に掲げる額を用いて、下記の式で算出される額（K）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額とする。

$$K = A + B + C + D$$

A：直接工事費の額×0.97

B：共通仮設費×0.9

C：現場管理費×0.9

D：一般管理費×0.68

2 前項の式で算出する額は、A、B、C、Dで算出された額に小数点以下の端数があるときは、全て小数点以下の端数を切り捨ててKの値を算出するものとする。また、Kに100分の110を乗じて得た額に小数点以下の端数があるときも、小数点以下の端数を切り捨てて算出するものとする。

3 前2項の算定方法により難い特別な工事の最低制限価格については、契約担当者が10分の7.5から10分の9.2の範囲内で定めた割合に、予定価格を乗じて得た額とする。

(公表等)

第3条 最低制限価格は、公表しないものとする。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

(平成24年10月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事の入札から適用する。)

附 則

この要領は、平成26年7月15日から施行する。

(平成26年7月15日以降に公告又は指名通知を行う建設工事の入札から適用する。)

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

(平成29年7月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事の入札から適用する。)

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

(平成30年11月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事の入札から適用する。)

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(令和元年10月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事の入札から適用する。)

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

(令和4年7月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事の入札から適用する。)